

軽油（免税）買入（和歌山・単価契約）和歌山下津港和歌山区
（30年5月－31年3月）仕様書

第五管区海上保安本部

1 品名、規格、数量

品名	規格	単位	予定数量	備考
軽油（免税）	海上保安庁 燃料油類規格	リットル	55,000	ミニローリー等
軽油（免税）	海上保安庁 燃料油類規格	リットル	800	専用容器

2 品質及び規格

海上保安庁燃料油類規格に定める品質及び規格に合格するものであること。

3 納入場所及び方法

(1) ミニローリー等

- ① 納入要求に基づき、和歌山下津港和歌山区または指定する場所に停泊中の指定する巡視船艇等（以下「本船」という。）の船内タンクに給油車または給油船を使用して納入すること。
- ② 本船に損傷及び汚損を与えないよう配慮するとともに、漏油事故防止対策を十分に行うこと。

(2) 専用容器

- ① 納入要求に基づき、和歌山下津港和歌山区または指定する場所に停泊中の本船より受け渡される専用容器に納入すること。
- ② 本船に損傷及び汚損を与えないよう配慮するとともに、漏油事故防止対策を十分に行うこと。

4 試験成績表等の提出

- (1) 試験成績表を提出すること。
- (2) 担当官等から試験成績表、出荷証明書等の品質検査に必要な書類の提出を求められた場合は、速やかにこれに応じること。

5 品質検査

海上保安庁が定める燃料油類の検査方法による。
検査の結果不合格となったときは、直ちに第2項に定める規格品の製品と交換すること。

6 検査

納入に当たっては、検査職員の検査を受けること。

7 納入期間

平成30年5月1日から平成31年3月31日までとする。

8 代金の支払方法

納入数量を取りまとめ、1ヶ月毎に請求すること。

9 その他

- (1) 第1項の数量は、予定を示したものである。
- (2) 船舶燃料搭載に際しては、関係法令等を遵守すること。
- (3) 燃料油の納入日時、場所、数量を指定し発注があった場合は、担当官等と調整し、これに応じること。
- (4) 燃料油の納入日時、場所、数量の変更等の通知があった場合は、担当官等と調整し、これに応じること。
- (5) 執務時間外の連絡先（土日含む）を担当官等に通知すること。